

議案第76号

公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方自治法が改正されたことに伴い、公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

## 公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 公聴会参加者等の実費弁償に関する条例（昭和45年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項」に、「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項」に改める。

第2条 公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「第100条第1項後段」の次に「（第287条の2第7項において準用する場合を含む。）」を加え、「第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項」を「第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に、「第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項」を「第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

### 付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正条例	現行条例	備考										
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="190 459 1001 970"> <tr> <td>(1) 省略</td> </tr> <tr> <td>(2) 地方自治法第100条第1項後段の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者</td> </tr> <tr> <td>(3) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項の規定により、公聴会に参加した者</td> </tr> <tr> <td>(4) 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項の規定により、参考人として出頭した者</td> </tr> <tr> <td>(5) } ( ) } 省略 (10) }</td> </tr> </table> <p>付 則 (抄) この条例中第1条の規定は公布の日から (中略) 施行する。</p>	(1) 省略	(2) 地方自治法第100条第1項後段の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者	(3) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項の規定により、公聴会に参加した者	(4) 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項の規定により、参考人として出頭した者	(5) } ( ) } 省略 (10) }	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1077 459 1888 970"> <tr> <td>(1) 省略</td> </tr> <tr> <td>(2) 地方自治法第100条第1項の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者</td> </tr> <tr> <td>(3) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により、公聴会に参加した者</td> </tr> <tr> <td>(4) 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により、参考人として出頭した者</td> </tr> <tr> <td>(5) } ( ) } 省略 (10) }</td> </tr> </table>	(1) 省略	(2) 地方自治法第100条第1項の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者	(3) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により、公聴会に参加した者	(4) 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により、参考人として出頭した者	(5) } ( ) } 省略 (10) }	<p>地方自治法の改正に伴う規定の整備</p>
(1) 省略												
(2) 地方自治法第100条第1項後段の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者												
(3) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項の規定により、公聴会に参加した者												
(4) 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項の規定により、参考人として出頭した者												
(5) } ( ) } 省略 (10) }												
(1) 省略												
(2) 地方自治法第100条第1項の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者												
(3) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により、公聴会に参加した者												
(4) 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により、参考人として出頭した者												
(5) } ( ) } 省略 (10) }												

(第2条関係)

再改正条例	改正条例	備考										
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="190 339 1001 890"> <tr><td>(1) 省略</td></tr> <tr><td>(2) 地方自治法第100条第1項後段(第287条の2第7項において準用する場合を含む。)の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者</td></tr> <tr><td>(3) 地方自治法第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会に参加した者</td></tr> <tr><td>(4) 地方自治法第115条の2第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、参考人として出頭した者</td></tr> <tr><td>(5) } &gt; } 省略 (10) }</td></tr> </table> <p>付 則 (抄)</p> <p>この条例中(中略)第2条の規定は公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p>	(1) 省略	(2) 地方自治法第100条第1項後段(第287条の2第7項において準用する場合を含む。)の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者	(3) 地方自治法第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会に参加した者	(4) 地方自治法第115条の2第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、参考人として出頭した者	(5) } > } 省略 (10) }	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1077 339 1888 890"> <tr><td>(1) 省略</td></tr> <tr><td>(2) 地方自治法第100条第1項後段の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者</td></tr> <tr><td>(3) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項の規定により、公聴会に参加した者</td></tr> <tr><td>(4) 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項の規定により、参考人として出頭した者</td></tr> <tr><td>(5) } &gt; } 省略 (10) }</td></tr> </table>	(1) 省略	(2) 地方自治法第100条第1項後段の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者	(3) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項の規定により、公聴会に参加した者	(4) 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項の規定により、参考人として出頭した者	(5) } > } 省略 (10) }	<p>地方自治法の改正に伴う規定の整備</p>
(1) 省略												
(2) 地方自治法第100条第1項後段(第287条の2第7項において準用する場合を含む。)の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者												
(3) 地方自治法第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会に参加した者												
(4) 地方自治法第115条の2第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、参考人として出頭した者												
(5) } > } 省略 (10) }												
(1) 省略												
(2) 地方自治法第100条第1項後段の規定により、小金井市議会の要求に応じ出頭した者												
(3) 地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項の規定により、公聴会に参加した者												
(4) 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項の規定により、参考人として出頭した者												
(5) } > } 省略 (10) }												